協議項目2 「合併の期日に関すること」

協議項目 2 「合併の期日に関すること」について、次のとおり定める。

平成15年8月27日提出

前橋広域市町村合併協議会 会長 萩 原 弥惣治

合併の期日

合併の期日は、平成16年12月5日とする。

1 合併の期日の協議に当たっての留意事項

合併の期日の協議に当たっては、次のような事項を総合的に留意する必要がある。

市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。

・合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。

合併の手続きに要する期間を考慮すること。

・合併するためには、合併協定書の調印後、4市町村の各議会において合併議案の議決を経て、県知事への合併申請、県議会における議 決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、 この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

合併後の新市の予算編成に要する期間を考慮すること。

・合併後の新市が速やかに一体性の確立を図るためには、新市建設計画に基づく各種事業の執行に要する予算を早期に編成する必要がある。

合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、出来るだけ支障の少ない時期を考慮すること。

- ・電算システムの統合や条例・規則の改正など合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
- ・年度末を合併の期日とした場合、合併による3町村の決算処理は出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の収入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
- ・電算システム切り替えなどの準備作業の期間を考慮する。

市町村長、議会の議員及び農業委員会の委員の任期を考慮すること。

2 4 市町村長、議会の議員及び農業委員会の委員の任期

市町村名	市町村長の任期	議会の議員の任期	農業委員会の委員の任期		
前橋市	平成16年 2月27日	平成17年 2月22日	平成17年 7月19日		
大胡町	平成17年12月11日	平成19年 4月30日	上記同様		
宮 城 村	平成19年 8月21日	平成19年 4月29日	上記同様		
粕 川 村	平成18年 3月22日	平成16年12月 7日	上記同様		

議案第30号参考資料

3 最近の先進地事例

合併先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	合併の方式	協議会設置年月日	備	考
平成13年 4月 1日(日)	潮来市	2 町	編入	平成11年8月23日		
平成13年 5月 1日(火)	さいたま市	3市	新 設	平成12年4月29日		
平成13年11月15日(木)	大船渡市	1市1町	編入	平成13年7月19日		
平成14年 4月 1日(月)	さぬき市	5 町	新 設	平成12年4月 1日		
平成14年11月 1日(金)	つくば市	1市1町	編 入	昭和63年2月 8日		
平成15年 2月 3日(月)	福山市	1市2町	編入	平成14年1月21日		
平成15年 4月 1日(火)	呉市	1市1町	編入	平成14年4月 4日		
平成15年 7月 7日(月)	新発田市	1市1町	編入	平成14年9月30日		